

委託業務仕様書（案）

1. 業務の名称

令和8年度和歌山県関係人口創出プラットフォーム「わかやま FUNBASE」プロモーション業務

2. 業務の概要及び目的

和歌山県では、令和8年1月に関係人口創出WEBプラットフォーム「わかやま FUNBASE」(<https://wakayamafunbase.com/>)の運用を開始し、県内で地域づくりに取り組む魅力的な人や団体の情報を発信し、地域への貢献や関わりを持ちたいと考える方と繋がる機会を提供することで、関係人口の創出と継続的な交流による関係の深化を目指している。

また、会員制共創施設「SHIBUYA QWS」(<https://shibuya-qws.com/>)を和歌山県の関係人口創出拠点と位置づけ、首都圏におけるさらなる関係人口の創出、拡大に取り組んでいるところである。

本業務では、主に首都圏における「わかやま FUNBASE」の認知度向上及び利活用の促進、並びに、首都圏人材との交流促進を図ることによる地域課題の解決に資する関係人口の創出、拡大を目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 業務の内容

次の各号に掲げる業務を行う。なお、和歌山県は令和8年4月からSHIBUYAQWSのパブリックメンバーとして会員登録しており、会員として利用できるサービスを活用すること。

(1) イベントの企画運営

SHIBUYA QWS 会員や一般参加者に対し、本県と関わる魅力を広くPRし、最終的に「わかやま FUNBASE」の「サポーター」（和歌山県内の地域と関わりを持ちたいと考えて「わかやま FUNBASE」に登録する者をいう。以下同じ。）登録につながるようなイベントを企画、運営する。

① イベント概要

開催回数 2回（時期については、県と協議の上、決定）

会場 SHIBUYA QWS クロスパーク（最大60人収容）又はプレイグラウンド（最大30人収容）

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 渋谷スクランブルスクエア（東棟）15階

【参考】フロア・設備紹介 <https://shibuya-qws.com/about/space>

実施方法 対面

集客目標 20～30 名程度

②開催に係る留意点

ア ゲスト及び司会進行の手配

ゲスト及び司会進行を行うファシリテーターを提案し、県と協議の上、手配すること。ゲストは、原則、「わかやま FUNBASE」の「地域の人・団体」（和歌山県内で地域づくり活動に取り組み、「わかやま FUNBASE」に登録する者、団体をいう。以下同じ。）に掲載している、又はイベントまでに掲載する者（団体）から1名以上を選定するものとし、「わかやま FUNBASE」を活用した実践事例やそれに類する事例の紹介等を通じ、地域との継続的な関わりを持つことによる魅力やメリットを伝える内容とすること。

イ 会場及び備品等の手配

会場使用料は無料。また、プロジェクター、スピーカー、スクリーン及びマイクについては、施設から無料で借入れ可能。

ただし、備品借上げ手続きについては、受託者において実施することとし、その他当日の運営に必要な備品は受託者にて準備すること。

ウ 広報

イベント広報に係るキービジュアル、バナー（HP用、SNS用各サイズ）を作成の上、効果的な広報を行うこと。

エ 申込受付、アンケート回収

参加申込の受付は受託者において実施することとし、申込者には開催3日前を目安にリマインドを行うこと。

イベント実施後のアンケートについても受託者において実施し、その結果を踏まえて実施報告書を作成すること。

オ 当日運営

イベント運営を行うに十分な人数のスタッフを配置すること。

カ イベント実績報告

イベント終了後3週間以内に、実施報告書を県に提出すること。

実施報告書には次の内容を必ず記載すること。

- ・告知、広報の実績に基づいた効果分析

- ・ 開催内容
- ・ アンケート集計結果
- ・ イベントの評価及び次回開催に向けた改善策

(2) イベント企画設計支援

SHIBUYA QWSにおいて、関係人口創出による地域課題解決に向けたイベント等を主催する県庁各課や市町村等に対して、イベント企画、設計に関する支援（助言）を行う。会場となる SHIBUYAQWS の特性を踏まえ、主催者の意向と参加者の満足度が両立する企画となるよう、適切な助言を行うこと。

① 実施方法

オンライン、メール、電話等によるアドバイス

※コミュニケーションツールを使用する場合は受託者にて手配すること。

② 支援対象イベント回数

5～6回程度

③ 支援の回数

1回のイベントにつき、顔合わせを含め3回まで（1時間程度/回）

④ その他

イベント当日の立会いは任意とする。ただし、イベント当日に立会う場合、次の号に記載する拠点運営支援に係る在席時間に計上可とする。

(3) SHIBUYA QWS 内に設置する拠点の運営

県が SHIBUYA QWS 会員に登録していることによる利用者枠を活用し、契約期間内において計30回程度（3時間以上/回。ただし、4（1）のイベント当日の準備、開催に係る時間を除く。）SHIBUYA QWS に在席することにより、拠点を運営する。

在席時には、他の会員に対して、「わかやま FUNBASE」を紹介するとともに、他の会員との交流を通じて、当県の地域課題の解決に向けた協働を促進すること。

拠点には、コミュニケーションを通じて、他の会員と地域側（「地域の人・団体」、自治体職員等）を繋ぐことができる人材を配置するとともに、地域課題を軸に、多様な人材を巻き込み、プロジェクトを形成し、実現に向け導くことができる体制を整えること。

なお、令和8年度「わかやま FUNBASE」運用保守・利用促進業務の受託者についても月3回程度（3時間/回以上）在席しており、相互に連携した拠点運営に努めること。

また、在席日については県と協議の上決定すること。

(4) 「わかやま FUNBASE」掲載用インタビュー記事の作成

サポーター及びサポーターになろうとする者向けに、地域で活躍する人物の魅力を発信し、和歌山県への訪問や交流に繋げることを目的として、人物に焦点を当てたインタビュー記事を作成する。

①インタビュー対象者

地域づくり活動に取り組む個人（団体の代表者等含む）であって、インタビュー記事の掲載時点までに「地域の人・団体」に登録を完了している者であること。

なお、インタビュー対象者の決定にあたっては、受託者が候補者を提案し、県と協議するものとする。

②記事本数

8本以上、1,200字程度（1本あたり）

③取材形式

問わない

④納品物

記事原稿（Word形式）、写真（バナー用1枚、本文掲載用数枚）

※写真についてはインタビュー対象者から提供を受けることも可とする。

⑤その他

納品された記事は、「わかやま FUNBASE」内に掲載予定

5. 実績報告

すべての業務終了後、実績報告書を電子媒体にてすみやかに県に提出すること。

6. 再委託

本業務の実施にあたり、再委託が必要となる場合は、事前に県の承認を得ること。

7. その他

(1) 業務の履行にあたっては、業務内容を十分に理解し、業務の進捗状況等、随時県に報告するとともに、適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。

(2) 本業務の実施にあたり、再委託が必要となる場合は、事前に県の承認を得ること。

(3) 本事業の実施にあたって取得した物品のうち、取得価格が5万円以上の物品については、県に帰属するものとし、本事業終了後に引き渡すこと。

(4) 事業の目的を達成するため、県が実施する他の関係人口創出関連事業及び受託事業者、県内の地域づくり事業者や支援機関（市町村、地域づくりネットワーク和歌山県協議会等）と連携を図ることで、相乗効果を上げること。

(5) 本事業における成果品は全て県に帰属するものとする。

- (6) 個人情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年10月5日条例第38号）、和歌山県情報セキュリティポリシーのほか、関係法令等を遵守すること。また、業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。これらのことは本契約終了後においても同様とする。
- (7) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (8) 本事業は、国費を用いて執行する予定であり、事業完了後5年間は事業に係る帳簿等を保管し、本県や会計検査院の検査に協力すること。
- (9) 本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。